新規指定申請書類一覧チェックリスト(令和3年11月版)

# 新規指定

申請者(法人)名	
事業所名	
申請するサービス種類	□居宅介護 □重度訪問介護 □行動援護 □同行援護

		提出書類	様式等	確認事項	
申請関係	<b>申</b> 1	□ 指定申請書・他 の法律において既 に指定を受けてい る事業等について	様式第1号 様式第1号別紙	□ 申請者名称、代表者職氏名・住所が登記簿謄本と一致しているか □ 実施事業、事業開始予定年月日等が正しく記入されているか □ 事業所名称や所在地が、付表、運営規程と一致しているか □ 記入担当者名が記入されているか □ 別紙には法律の名称、指定年月日、指定事業所番号が記入されているか □ 別紙に該当がない場合は、斜線を引いているか。又は、「該当無し」と記入されているか	
	申 2	□ 事業の指定に係 る記載事項	付表 1 (付表1-2)	□ 事業所の名称、所在地が申請書、運営規程その他添付書類と一致しているか □ 指定居宅介護事業等の実施について定めている定款・寄附行為等の条項が記載されているか □ 管理者及びサービス提供責任者の氏名、住所が経歴書、役員等名簿と一致しているか □ 管理者が兼務する場合、該当欄に記入がなされているか □ 従業者の常勤・非常勤毎の人数や常勤換算後の人数が、勤務形態一覧表と一致しているか □ 営業日、営業時間等の内容が運営規程と一致しているか	
	添 1	□ 申請者(法人)の 定款等の写し (確約書)	参考様式1	□ 定款の目的欄に申請事業を実施する旨の記載があるか □ 定款の目的欄に申請事業を実施する旨の記載がない場合は 確約書又は定款変更認可書が添付されているか	
	添 2	□ 法人登記簿謄本		□ 履歴事項全部証明書が添付されているか(写しでも可) □ 目的欄に申請事業の記載があるか	
	添 3	□ 資産状況		□ 法人の決算時に作成している決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)が添付されているか	
添付書類	添 4	□ 組織体制図	参考様式 2	□ 当該事業所の従業者氏名を記載した組織体制図が添付されているか □ 兼務先の事業及び職種がある場合は、兼務状況がわかるように記載されているか	
	添 5	□ 平面図・設備等 の写真	参考様式 3	□ 当該事業に使用する箇所(事務室、利用申込の受付、相談等に対応できるスペース、手指洗浄設備としての洗面所等)がわかるように作成されているか □ 介護保険事業を実施している場合、関係書類は居宅介護等事業専用区画を有しているか □ 複合施設(住居兼用を含む)の場合は、居宅介護事業所専用部分を表示した、施設全体の平面図を添付している □ 当該事業に使用する箇所がわかる建物及び設備の写真を添付しているか	
	添 6	□ 建物の登記簿又 は賃貸借契約書 の写し		□ 賃貸借契約書の写しの場合は事業用途であることが明記されているか	

新規指定

新規指定申請書類一覧チェックリスト(令和3年11月版)

添付書類	添 7	□ 案内図 (近隣見取図)	参考様式 5	□ 鉄道駅、小学校等目標となる所から事業所までの案内図が添付されているか
	添 8	□ 設備・備品等一 覧表	参考様式 6	□ 当該事業で使用する備品(事務机、パソコン、ファクシミリ等) の一覧が全て記載されているか
	添 9	□ 経歴書(管理 者、サービス提供 責任者)	参考様式 7	<ul> <li>□ 必要な経歴書を作成しているか</li> <li>□ 氏名、住所、電話番号、郵便番号、生年月日、主な職歴等が正確に記入されているか</li> <li>※介護関係の職歴については、開設法人名及び事業所名を記載</li> <li>□ 管理者・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表に記載した氏名の順に並べているか</li> <li>□ 申請時までの経歴が省略なく記載されているか</li> </ul>
	添 10	□ 資格証・修了証 等の写U		□ 従業者の資格を証するもの(看護師・准看護師免許証、介護福祉士登録証、研修修了証等)の写しを添付しているか※介護福祉士国家試験合格証書は不可 □ 資格者証の写しは、A 4 サイズにしているか ※原寸がA 4 サイズより大きいものは A 4 サイズに縮小、原寸が A 4 以下のものは等倍で A 4 サイズの用紙にコピー □ 管理者・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表に記載した氏名の順に並べているか □ サービス提供責任者は、資格要件を満たしているか
	添 111	□ 実務経験書 実務証明内 近事書 ※資格要件で必要 場合のみ添付	参考様式8 参考様式10	□ 従業者は、資格要件を満たしているか □ 法人代表者の記名押印(又は署名)があるか ◎以下のいずれかに該当する者は、添付11の提出が必要   居宅介護、重度訪問介護   《サービス提供責任者》 ・居宅介護職員初任者研修課程修了者、居宅介護従事者養成研修2級課程修了者、訪問介護に関する2級課程修了者が、サ責となる場合は、3年以上の実務経験(※)が必要   同行援護   《ヘルパー》 ・居宅介護の従業者要件を満たす者で、同行援護従業者養成研修または視覚障がい者ガイドヘルパー養成研修を修了していない者が、同行援護に従事する場合は、視覚障がいを有する身体障がい者又は障がい児の福祉に関する事業(直接実務に限る)に1年以上従事経験(※)が必要   《サービス提供責任者》 ・居宅介護職員初任者研修課程修了者、居宅介護従事者養成研修2級課程修了者、訪問介護に関する2級課程修了者が、同行援護のサ責となる場合、同行援護従業者養成研修(一般及び応用)を修了し、かつ、3年以上の実務経験(※)が必要   「一般及び応用)を修了し、かつ、3年以上の実務経験(※)が必要   「一般及び応用)を修了し、かつ、3年以上の実務経験(※)が必要   「一般及び応用)を修了し、指神障がい者の福祉に関する事業(直接処遇に限る)に1年以上の従事経験(※)が必要   ・令和3年3月31日時点で、居宅介護の従業者要件を満たす者で、行動援護従業者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修を修了して

新規指定

新規指定申請書類一覧チェックリスト(令和3年11月版)

					いない者が行動援護に従事する場合は、知的障がい者・児、精神障がい者の福祉に関する事業(直接処遇に限る)に2年以上の従事経験 (※)が必要(令和6年3月31日までの経過措置)。ただし、令 和3年4月1日以降の従事経験は含めることができないことに注意 《サービス提供責任者》 ・行動援護従業者養成研修修了者または強度行動障害支援者養成研修修了者で、行動援護のサ責となる場合、知的障がい者・児、精神障がい者に対する直接支援業務に3年以上の従事経験(※)が必要・令和3年3月31日時点で、居宅介護の従業者要件を満たす者で、行動援護従業者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修を修了していない者が行動援護のサ責となる場合、知的障がい者・児、精神障がい者に対する直接支援業務に5年以上の従事経験(※)が必要 (令和6年3月31日までの経過措置)。ただし、令和3年4月1日以降の従事経験は含めることができないことに注意 (※)従事年数について 「1年以上」・・・期間が通算365日以上かつ業務従事日数が360日以上 「2年以上」・・・期間が通算730日以上かつ業務従事日数が360日以上
					「3年以上」・・・期間が通算1,095日以上かつ業務従事日数が540日以上 「5年以上」・・・期間が通算1,825日以上かつ業務従事日数が900日以上
添付書類	<b>.</b>	添 12	□ 運営規程		以下の内容が記載されているか(運営規程例参照)     事業の目的及び運営の方針     従業者の職種、員数及び職務の内容     営業日及び営業時間     事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類     指定居宅介護等の内容並びに支給決定障がい者等から受領する費用の種類及びその額     通常の事業の実施地域     緊急時等における対応方法     虐待の防止のための措置に関する事項     その他運営に関する重要事項
		添 13	<ul><li>□ 利用者又はその 家族からの苦情を 解決するために講 ずる措置の概要</li></ul>	参考様式11	□ 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口が設置されているか □ 事業所の管理者・従業者から担当者が選任されているか □ 処理体制・手順が適切であるか
		添 14	□ 管理者・従業者 の勤務の体制及 び勤務形態一覧 表	別添29	□ 管理者及び従業者全員の毎日の勤務時間数(4週間分)を記載しているか □ 職種は、管理者・サービス提供責任者・従業者(事務員等を除く)に区分して記載するか □ 常勤換算は、管理者・事務員等を除き、サービス提供責任者を含む従業者の勤務延時間(計画)数により換算、これが2.5人以上あるか □ 管理者は常勤か ・ 支障がない場合は、事業所の従業者としての職務に従事することができる ・ 支障がない場合は、同一敷地内又は隣接する事業所・施設等の管理者又は従業者の業務に従事することができる □ サービス提供責任者は、常勤かつ専従か(当該居宅介護

新規指定

新規指定申請書類一覧チェックリスト(令和3年11月版)

				事業所の管理者との兼務は認められるが、サービス提供責任者の勤務時間から管理者としての業務時間を除く必要があるため、勤務時間の半分は管理者の業務とみなして、常勤換算上は0.5人とする) □ 利用者の数等の応じた必要なサービス提供責任者の人数を配置しているか
	添 15	□誓約書	参考様式14	<ul><li>□ 申請者(法人)の所在地・名称・代表者が記載されているか</li><li>□ 代表者の住所・職が記載され、本人の署名(または記名押印)がなされているか</li><li>□ 誓約書の日付が記載されているか</li></ul>
添付書	添 16	□ 暴力団排除に関 する誓約書兼役 員等名簿	参考様式15	<ul> <li>□ 全ての役員及び管理者について記載されているか。</li> <li>□ 両面印刷で作成されているか</li> <li>□ 誓約書の日付が記載されているか</li> <li>・ 2ヵ所目以上の事業所の申請の際、既に他の事業所で提出した役員等名簿については、その写しを提出することとし、管理者等で提出していない役員等について新たに提出することとします。なお、提出済みの役員等について写しを提出する場合、必ず提出済み事業所の事業所番号を記載してください。</li> </ul>
類	添 17	□ 介護保険法に基 づく訪問介護事 業の指定書(写 し)		□ 写しが添付されているか
	添 18	□「損害賠償責任 保険証書」等の 写し		□ 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合に賠償できる契約となっているか
	添 19	□ 指定障がい福祉 サービスの主たる 対象者を特定す る理由等 <b>※特定</b> する場合のみ	参考様式16	□ 主たる対象者が、事業所の指定に係る記載事項(付表)・運営規程と一致しているか
	添 20	□ 通院等乗降介助 を実施する場合の 運輸局の許可証 (原本証明)		□ 一般乗用旅客(福祉輸送事業限定)自動車運送事業 の許可証の写しが添付されているか
報酬	報 1	□ 介護給付費等算 定に係る体制等 に関する届出書		□ 必要事項が記載されているか
関	報 2	□ 体制一覧表		□ 必要事項が記載されているか
事業	事 1	□ 障がい福祉サービ ス事業開始届	様式第16号	□ 申請書、付表及び運営規程等と整合性がとれているか
開始届関係	事 2	□ 事業計画書、 収支予算書	参考様式18 参考様式19	□ 事業開始予定日から定款に記載されている法人の会計年度終了月の当該事業に関する収支予算書が作成されているか □ 収入金額(介護給付費)の算出根拠が明確に示されているか □ 支出金額(人件費)の算出根拠が明確に示されているか

#### 【居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護】

新規指定申請書類一覧チェックリスト (令和3年11月版)

新規指定

その	₹ 1	□ 連絡送信先電 子メールアドレス 登録票	□ 事業所の種類における該当するサービスの欄を塗りつぶして いるか
他	₹ 2	□ チェックリスト (本紙)	□ すべての項目と申請書類をチェックしてチェックを入れたか

#### 【注意事項】

- 1 網掛け部分は、該当する場合にのみ添付する書類です。
- 2 以下の加算については、別途届出書等の提出が必要です。詳細は市HPにて確認してください。
  - (1) 特定事業所加算(新規と同時申請不可。締切日:加算取得予定月の前月 15日)
  - (2) 福祉・介護職員処遇改善加算等(新規と同時申請可。締切日:加算取得予定月の前々月末)
    - ※届出締切日が土・日・祝日の場合は、直前の営業日となります。
- 3 指定申請書関係書類の提出方法について

指定申請に係る申請書類については、提出書類ごとに<u>番号インデックス(「申1」、「添1」など)を</u>貼り付けた仕切り紙を作成し、関係書類をファイルに綴ってください。

また、書類は、縮小・拡大コピー等により全てA4サイズ・縦長左綴りでお願いします。

〈ファイル作成例〉

〈提出書類の綴り例〉

